

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 28 日（金）第2994号の 9



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則（※）

（人事課取扱い） 1

規

則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第19号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則（昭和35年鹿児島県規則第122号）の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 1 項 の 表 知 事 公 室 の 部 国 体 準 備 課 の 項 中 「 総 務 企 画 係 」 を 「 総 務 企 画 係 競 技 式 典 係 」 に 改 め ， 同 表 総 務 部 の 部 総 務 事 務 セ ン タ ー の 項 中 「 シ ス テ ム 管 理 係 給 与 事 務 係 旅 費 事 務 第 一 係 旅 費 事 務 第 二 係 」 を 「 給 与 事 務 係 旅 費 事 務 係 」 に 改 め ， 同 表 保 健 福 祉 部 の 部 障 害 福 祉 課 の 項 中 「 事 業 者 指 導 係 」 を 「 施 設 支 援 係 」 に 改 め ， 同 表 商 工 労 働 水 産 部 の 部 か ご し ま P R 課 の 項 中 「 特 産 振 興 係 」 を 「 特 産 振 興 係 貿 易 振 興 係 」 に 改 め ， 同 部 観 光 課 の 項 中 「 誘 客 推 進 係 」 を 「 国 内 誘 致 係 海 外 誘 致 係 」 に 改 め ， 同 表 農 政 部 の 部 農 政 課 の 項 中 「 流 通 加 工 企 画 係 」 を 「 流 通 加 工 企 画 係 食 育 ・ 地 産 地 消 推 進 係 」 に 改 め ， 同 条 第 2 項 の 表 生 活 ・ 文 化 課 の 部 国 民 文 化 祭 準 備 室 の 項 中 「 国 民 文 化 祭 準 備 室 」 を 「 国 民 文 化 祭 室 」 に ， 「 総 務 企 画 係 」 を 「 総 務 企 画 係 県 事 業 第 一 係 県 事 業 第 二 係 」 に 改 め る 。

第17条の 3 第 1 項 第 3 号 を 次 の よう に 改 め る 。

(3) 県が行う契約からの暴力団排除措置の総合調整に関すること。

第17条の 3 第 3 項 中 「 国 民 文 化 祭 準 備 室 」 を 「 国 民 文 化 祭 室 」 に 改 め る 。

第17条の 5 第 1 項 第 19 号 中 「 配 偶 者 か ら の 暴 力 の 防 止 及 び 被 害 者 の 保 護 に 関 す る 法 律 」 を 「 配 偶 者 か ら の 暴 力 の 防 止 及 び 被 害 者 の 保 護 等 に 関 す る 法 律 」 に 改 め る 。

第43条第 1 項 中 第 19 号 を 削 り ， 第 20 号 を 第 19 号 と し ， 第 21 号 か ら 第 24 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 上 げ ， 同 条 第 2 項 中 「 第 19 号 」 を 「 第 18 号 」 に 改 め ， 同 条 第 3 項 中 「 同 項 第 20 号 か ら 第 24 号 ま で 」 を 「 同 項 第 19 号 か ら 第 23 号 ま で 」 に 改 め る 。

第52条第 3 項 中 「 ， 第 135 条 第 1 項 に 規 定 す る バ イ オ テ ク ノ ロ ジ ー 研 究 所 及 び 同 条 第 2 項 」 を 「 及 び 第 135 条 第 2 項 」 に 改 め る 。

第57条第 1 項 総 務 企 画 課 の 項 第 11 号 中 「 除 く 」 を 「 除 き ， 南 薩 地 域 振 興 局 及 び 大 島 支 庁 に あ つ て は 一 般 旅 券 の 交 付 事 務 に 限 る 」 に 改 め る 。

第61条第 3 項 総 務 企 画 課 の 項 第 2 号 中 「 発 給 の 申 請 の 受 理 及 び 」 を 削 る 。

第108条中 「 配 偶 者 か ら の 暴 力 の 防 止 及 び 被 害 者 の 保 護 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 2 項 」 を 「 配 偶 者 か ら の 暴 力 の 防 止 及 び 被 害 者 の 保 護 等 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 3 項 」 に 改 め る 。

第116条第 1 項 の 表 中

「	地域資源部	奄美市
	大島紬部	

を

地域資源部

に改める。

第117条第1項企画支援部の項第4号及び第5号中「（大島^{つむぎ}紬部の所管に属するものを除く。）」を削り、同条第1項大島^{つむぎ}紬部の項を削る。

第134条第1項園芸作物部の部に次の1号を加える。

(5) 生物体又はその機能の効率的利用に係る先端技術に関する試験研究及び調査に関すること。

第135条第1項中「支場及び分場を、生物体又はその機能の効率的利用に係る先端技術に関する試験研究及び調査に関する事務を処理させるためバイオテクノロジー研究所」を「支場及び分場」に改め、同項の表鹿児島県バイオテクノロジー研究所の項を削る。

第166条第2項行政第二課の項第1号中「及び経済産業省」を「経済産業省及び国土交通省（国土政策局、鉄道局、自動車局、海事局及び航空局に限る。）」に改め、同条第2項行政第四課の項中「観光庁」を「国土政策局、鉄道局、自動車局、海事局及び航空局並びに観光庁」に改める。

第177条第1項の表センター長の項を削り、同表課長の項の次に次のように加える。

センター長	総務事務センター	上司の命を受け、総務事務センターの事務を掌理する。
-------	----------	---------------------------

第177条第1項の表技術補佐の項中「センター長、課長」を「課長、センター長」に改め、同条第5項の表中

新幹線活用政策総括監	企画部	部長に直属し、新幹線活用政策に関する特命事項を処理する。
------------	-----	------------------------------

を

国民文化祭総括監	県民生活局	局長に直属し、国民文化祭の開催に関する特命事項を処理する。
交通政策総括監	企画部	部長に直属し、交通政策に関する特命事項を処理する。

に改める。

第178条第1項の表所長の項中「農産物加工研究指導センター^{バイオテクノロジー研究所}」を「農産物加工研究指導センター」に改め、同条第2項の表研究室長の項中「農業開発総合センター徳之島支場^{バイオテクノロジー研究所}」を「農業開発総合センター徳之島支場」に改め、同表教授の項の次に次のように加える。

准教授	農業開発総合センター 農業大学校	学生の教育及び農業者の研修に関する事務
-----	---------------------	---------------------

第178条第2項の表助教授の項中「助教授」を「講師」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第17条の3第1項第3号の改正規定は、平成26年5月1日から施行する。